

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【株式会社塩沢産業】

(作 : 堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

4 月

👑 №200

- ・ 副所長より「アフターコロナの様相」…………… P 1
- ・ 話題沸騰!? 事業再構築補助金!…………… P 3
- ・ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請が始まっています…… P 8
- ・ 派遣元・派遣労働者との労使協定が更新されているか確認しましょう…… P10
- ・ 改正会社法が施行されました ~ 中小企業向けまとめ ~ …… P11
- ・ 私の履歴書 ~ その 7 ~ …… P13
- ・ 事務所カレンダー・確定申告期限延長のお知らせ 他…………… P16



1．コロナ倒産

令和3年3月31日時点でコロナウイルスに関係する倒産は、負債額1,000万円を超える倒産が1,197件（1,000万円未満も含むと1,256件）、3月だけでも139件の倒産が発生しています（長野県は15件）。首都圏や近畿地方で感染者が増大するなか、事業環境回復の見通しは未だ立っていません。

業種としては飲食業206件、アパレル106件、建設105件、宿泊75件となっています。飲食店やアパレルの倒産は予測通りと言ったところですが、**建設業の倒産**も進んでおり、本来、公共土木工事にまわるはずだった予算が、コロナ対策にまわってしまい工事が少なくなっていること、飲食店等の新規出店が無いこと、戸建て住宅の買い控え等の影響が大きいようです。（倒産件数は全て東京商工リサーチHPより）



ただ、倒産件数は実はそれほど増えてはならず2020年の倒産件数は7,773件、10年前の2010年の13,321件に比べると圧倒的に少なく、近年でも1990年以来の少なさとなっています。この低水準の原因は政府が打ち出した「持続化給付金」、「雇用調整助成金」、「無利子無担保融資」によるところが大きく、国による支援措置が続いている状態です。しかし国内のコロナの流行から1年が経過する現在、多くの企業で既に限度いっぱいの融資を受けている状態であり、追加の融資を受けることができない企業が増えています。現在の状態がさらに長引けば債務超過から事業継続が困難になる企業が続出すると懸念されています。

2．コロナリストラ

そんな状況で旅行・交通業界を筆頭に多くの企業が従業員のリストラを進めています。3兆円を超える支出（3月末現在）となった雇用調整助成金についても、一部6月まで延長となり以降は縮小しつつ継続することとなりました。

しかし特例制度が縮減されたことにより、現在赤字の企業だけでなく、ホンダやJTを筆頭に現在黒字であってもリストラに着手する企業も出ております。**現時点でコロナ関連の解雇や雇い止めは10万人を超えています。**倒産による働き場所の減少に加え、雇用調整助成金の特例終了によるリストラで失業率の急上昇が懸念されています。

3．不良債権ファンドに狙われる地方企業

倒産の増加に伴い増加する不良債権を目当てに、欧米の債権回収会社が今年1月から日本国内で不良債権ビジネスに参入しました。彼等が狙うのは地方銀行が抱える案件です。地方では事業は有望なもの、過剰債務に苦しんでいる企業は少なくありません。そんな企業の債権を安く買い取り、中核事業以外の部門を安く売却させる等の手段でバリュウアップを図り、利ざやを稼ぐ意図のようです。（かつての「ハゲタカファンドの手法」と言えばピンと来る方もいるのではないのでしょうか）

4．海外機関投資家が狙う不動産

都内の一等地のオフィスビル売却が進んでいます。電通が本社ビルを売却したのは記憶に新しいですが、経営状況の悪化とテレワークの推進により一等地や交通の要所に本社機能を置く

意義が薄れてきました。加えて商業施設もショッピング人口の減少とインバウンド需要の消滅から、契約解除や更新を行わず退店する例が増えています。これらの流れから今の日本は不動産のいわば“バーゲンセール状態”と言え、それを商機と捉えているのが不動産業界です。特に日本の不動産は他の先進国から比べると割安と捉えられていることから、海外の機関投資家が今回のコロナ禍で値下がりした日本の不動産に手を伸ばし始めています。実際に国内不動産投資額に占める海外投資家の割合は、2020年で34%と2019年の19%から大きく増えています。企業による固定資産売却が進めば海外勢は更に存在感を増してくるのではないのでしょうか。

コロナの影響により「人」が、「事業」が、「不動産」がリストラされ始めています。今後の日本で予測されるのは、

雇用調整助成金の停止・縮小による人員のリストラ

資金繰りに窮する企業の倒産（解散・廃業）

企業の倒産等による不良債権の増加 　　です。



出口の見えない状況ですが、政府からいくつか有用な制度が公示されています。

5．ハードルの高い事業再構築補助金

鳴り物入りで公示された事業再構築補助金ですが、事業再構築指針の要件クリアが複雑なことに加え、新規設備投資を基本とすること、売上高要件がある等、そのハードルの高さから二の足を踏む企業が多いようです。そのため事業内容について明確なビジョンが無い場合には使いにくい補助金であり、既存の事業を補強するだけの内容では補助金の主旨を満たせないものとなっています。【詳しい内容は、本紙 P.3～「[.話題沸騰！？事業再構築補助金！](#)」をご参照ください】

ガイドブックや解説書に目を通しましたが、新規事業については、あくまで「補助金を受けられなかったとしても実行出来るプラン」であることが肝要です。

6．経営改善サポート保証（感染症対応型）

そんな中で4月1日に出た救援策が「経営改善サポート保証（感染症対応型）制度」です。この制度は一般の普通・無担保融資とは別枠で、最大2億8千万円の保証と借入金の元本返済の据置を（最大で）5年、それに合わせて保証料を大幅に引き下げることができる制度です。経営サポート会議や中小企業支援協議会等の支援により作成した再生計画が必要となりますが、コロナ対策の借入も一巡し、新規の真水融資が難しくなってきた段階での苦渋の選択と言うことでしょうか。

ともあれ国内経済の回復の見通しが立たず売上回復が見込めない状況で、元本の返済が始まってしまうと、資金繰りに行き詰まってしまうのは目に見えていますので、この制度に助けられる企業は多そうです。

先行きが不安な日本経済ですが、そんな状況下で元気なのが投資業界です。

7．世界規模の株価高騰と投資家の増加

世界経済が停滞し多くの企業が苦しい経営を強いられる中、株式相場が好調です。世界の時価総額は1.2京円を計上しました。ロシアでは個人株主が1,000万人を超えたそうで、韓国では一日一万件の口座開設の申請があるそうです。日本でも書店で経済関係の本棚の前に立つと「株や

投資でいかに儲けるか」と言う内容の本ばかり目につくようになりました。私も友人やお客様から株式投資の質問を受けることが増え、その広がりを肌で感じています。

株価高騰の理由は米国を筆頭に各国政府がかつてない規模での金融緩和策、資金給付等を行っていること、消費に回らずマネーがダブついているためとも言われています。それに加え今は個人がコロナリストラの恐怖を背景に実体経済でお金が稼げない分、この株高に乗って投資で回収しようとしているように見受けられます。新規の投資家が増えれば市場に流れるお金は増えますから当然株価は上がります。

有名な株式の逸話に「靴磨きの少年」があります。1929年、ウォール街の大暴落の約1年前に、投資家であるケネディ大統領の父親が靴磨きの少年から、「おじさん、〇〇株を買いなよ」と言われたそうです。それを聞いて氏は「こんな少年までが株の儲け話をするなら、この後に株を買う人はいないから株式は暴落する」と考え、すべての株式を売り払い、そのすぐ後に大暴落と世界恐慌があったと言う話です。



株価上昇に沸いている業界ですが、今後1929年と同様に大暴落があるかはわかりませんが、世界中で投資家が増えている今、何かのきっかけで大暴落が起きた場合、この株高は世界経済にコロナウイルス感染症以上の影響を与えるのではないのでしょうか。職業柄、実体経済にそぐわない株価の上昇はその反動リスクの方を恐れてしまいます。



．話題沸騰！？事業再構築補助金！

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、令和2年度3次補正予算にて『事業再構築補助金』が創設されました。新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の挑戦を支援する制度であり、予算額1兆1485億円（令和2年度3次補正）採択予定数55,000件（複数回実施予定）と2021年度注目度NO.1の新設補助金です。

1．公募スケジュール（第1回）

今後、さらに4回程度の公募予定あり

受付期間	令和3年4月15日（予定）～令和3年4月30日（18：00）
採択発表	予定：6月上旬～中旬頃
申請方法	電子申請のみ GビズIDプライムアカウントの取得必要

2．申請要件（通常枠）（下記3点全てを満たす）

1	申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月合計売上が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3ヶ月の合計売上高と比較して、10%以上減少している。
2	事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関（認定支援機関）や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。 1
3	補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加の達成。

1 補助金額3,000万円超の案件は金融機関の参加が必須

3. 補助金額と補助率

類型 2		補助金額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3
	卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2 (4,000万円超は1/3)
	グローバル V字回復枠	6,000万円超～1億円	1/2
中小企業 中堅企業	特別枠	従業員 5人以下 ～ 500万円 6～20人 ～1,000万円 21人以上 ～1,500万円	中小企業 3/4 中堅企業 2/3

2 中小企業・中堅企業の範囲、通常枠以外の要件は記載省略（お問い合わせ下さい）

4. 補助対象経費

対象経費例	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権等関連経費、外注費、広告宣伝費・販売促進費、研修費
対象外経費例	人件費、旅費、不動産・株式・自動車等車両・汎用品の購入費、フランチャイズ加盟料、原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

5. 事業再構築指針

事業再構築の定義として下記5つの類型が定められており、本事業を申請するためにはいずれかの類型に該当する必要があります。

類型	定義
新分野展開	主たる業種・事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新市場へ進出する
事業転換	主たる業種を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、主たる事業を変更する
業種転換	新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更する
業態転換	製品等の製造方法等を相当程度変更する
事業再編	会社法上の組織再編（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）を行い、新たな事業形態のもとで ～ のいずれかを行う



また、それぞれの類型にて、下記適用要件全てを満たす必要があります。

類型	適用要件（全てを満たす必要あり）	
新分野展開 事業転換 業種転換	製品等の 新規性	過去に製造した実績がない 主要設備を変更 定量的に性能・効能が異なる
	市場の 新規性	既存製品等との代替性が低い （任意要件）既存製品等と顧客層が異なる
	売上高 構成比	事業期間後、当該事業・業種の売上比率が総売上比で最高になる 「新分野展開」は新製品等の売上が総売上の 10% 以上
業態転換	製造方法等の 新規性	過去に同じ方法で製造した実績がない 主要設備を変更 定量的に性能・効能が異なる
	製品等の 新規性	〔製造方法変更の場合〕 ～ と同じ
	商品等の 新規性又は 設備撤去等	〔商品・サービス提供方法変更の場合〕 提供する商品・サービスに新規性がある、又は、設備撤去・既存店舗縮小を伴う
	売上高 構成比	事業期間後、当該売上比率が総売上の 10% 以上
事業再編	組織再編	合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡等を行う
	その他	新分野展開・事業転換・業種転換・業態転換のいずれかを行う

6．事業計画

補助金申請が採択されるには、合理的で説得力のある**事業計画**（A4サイズで15ページ以内）の策定が必要です。審査項目を踏まえた事業計画を策定するために、記載すべき項目は下記4点です。

項目	内容	
具体的 取組内容	事業の概要	・現在の事業状況、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性 ・事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等） ・投資設備（建物の建設・改修、機械装置の型番、取得時期、技術導入・専門家助言・研修等）のスケジュール
	事業再構築指針との関連性	
	競合、自社既存事業との差別化・競争力強化への方法、仕組み、実施体制	
	事業縮小にて従業員解雇を伴う場合、再就職支援等の取組	

将来の展望	事業再構築 市場の状況	・ 具体的ユーザー、マーケット、市場規模 ・ 価格・性能の優位性、収益性 ・ 課題やリスクとその解決法
	事業化見込	・ 目標時期、売上規模、量産化時の価格設定
取得資産	主な資産（50 万円以上）の名称、分類、予定価格等 事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資が必要	
収益計画	実施体制、スケジュール、資金調達計画	
	収益計画表	・ 付加価値算出根拠

7. 審査項目

上記の事業計画は下記 3 点で審査されます。採択されるためには、**審査項目を網羅すること**がポイントです。

《事業化点》

実現性	・ 事業実施体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。 ・ 金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。
市場ニーズ	・ 競合他社の動向把握等を通して市場ニーズを考慮し、事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。 ・ 市場ニーズの有無を検証できているか。
事業化	・ 价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。 ・ 補助事業の課題が明確化になっており、その課題の解決方法が明確かつ妥当か。
費用対効果	・ 投資額に対する増加付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性等が高いか。 ・ 現在の自社の人材、技術・ノウハウ等の強みを活用することや既存事業とのシナジー効果が期待されること等により、効果的な取組となっているか。

《再構築点》

事業再構築 指針	・ 再構築指針に沿った取組みであるか。 ・ 全く異なる業種への転換など、リスクの高い、思い切った大胆な事業の再構築を行うものであるか。
事業再構築の 必要性	・ 既存事業売上の減少が著しいなど、新型コロナウイルスの影響で深刻な被害が生じており、事業再構築を行う必要性や緊要性が高いか。
リソースの 最適化	・ 市場ニーズや自社の強みを踏まえ、「選択と集中」を戦略的に組み合わせ、リソースの最適化を図る取組みであるか。
地域イノベー ションへの貢献	・ 先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通して、地域のイノベーションに貢献し得る事業か。

《政策点》

イノベーションへの貢献	・ 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、経済社会にとって特に重要な技術の活用等を通して、国の経済成長を牽引し得るか。
コロナウイルスからの回復	・ コロナ影響を乗り越えてV字回復を達成するために有効な投資内容となっているか。
潜在性	・ ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
地域貢献	・ 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることが期待できるか。
(共同体)	・ 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。 ・ 異なる強みを持つ複数の企業等(大学等を含む)が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

既に事業再構築補助金の申請を検討されている方は多数いらっしゃるかと思われませんが、これまでに公表されている「事業再構築指針の手引き」や「公募要領」を見る限り、採択レベルの事業計画を策定するハードルは非常に高いと見受けられます。

事業計画は認定支援機関と一緒に策定することとなっており、エイワ税理士法人も認定支援機関として、事業再構築補助金のご相談と事業計画策定のお手伝いを実施しております。

事業再構築補助金の詳細は、下記サイトをご参照ください。

☞ 中小企業庁サイト「事業再構築補助金」 <https://jigyousaikouchiku.jp/>

(担当：英和コンサルティング)





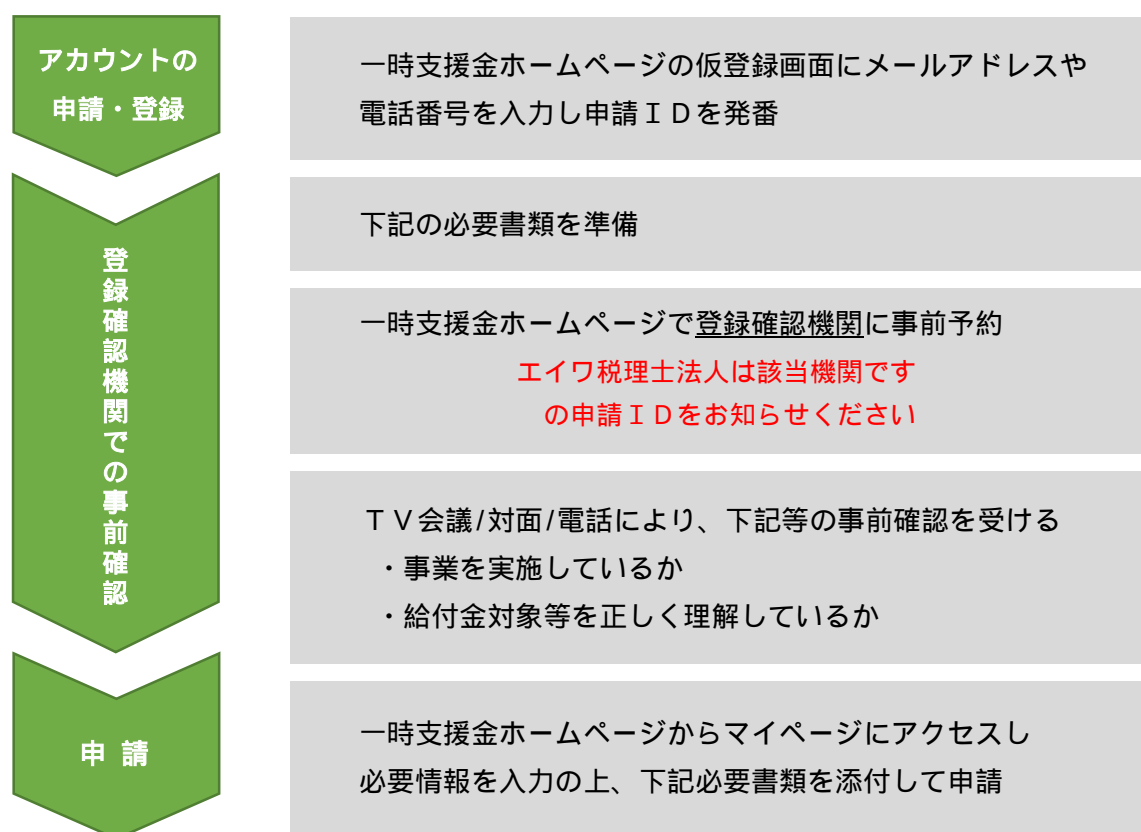
・緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請が始まっています

申請期間は令和3年3月8日(月)～5月31日(月)までとなっておりますので、給付対象となるかご確認ください。

1. 概要

給付額(計算式)	
中小法人等 上限 60 万円	個人事業者等 上限 30 万円
$\left(\begin{array}{c} \text{平成 31 年 1 月～3 月の合計売上} \\ \text{または} \\ \text{令和 2 年 1 月～3 月の合計売上} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{令和 3 年 1 月～3 月のうち} \\ \text{平成 31 年又は令和 2 年の同月と比べて} \\ \text{緊急事態宣言の影響により} \\ \text{50\%以上減少した月の売上} \end{array} \right) \times 3 \text{ヶ月}$	
給付対象	
以下の と を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること 平成 31 年比または令和 2 年比で、令和 3 年の 1 月、2 月または 3 月の売上が 50%以上減少 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、 または発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること	
給付対象外	
➤ 事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態制限の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合 ➤ 緊急事態宣言とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合 ➤ 緊急事態宣言とは関係なく単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が 50%以上減少している場合 ➤ 売上が 50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外 ➤ 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金()の支給対象の飲食店 (昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます) ()都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金	

2. 申請手続きの流れ



3. 必要書類

1	履歴事項全部証明書（法人の場合）	
	本人確認書類（個人の場合）	運転免許証・マイナンバーカードなど
2	確定申告書類の控え	収受日付印の付いた平成31年1月～3月及び令和2年1月～3月までをその期間に含む全ての書類
3	帳簿書類	売上台帳、請求書、領収書など （平成31年1月から令和3年対象月までの各月）
4	通帳	平成31年1月以降の事業の取引記録がわかるもの
5	誓約・同意書	代表者または個人事業者本人が自署する
6	取引先情報一覧	平成31年～令和3年の各年1～3月における顧客の情報がわかるもの

4. 保存書類

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

必須
自ら販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類及び通帳
上記に加えて、以下のいずれか一項目
・ 宣言地域内で消費者向けの事業を行っていることを示す、商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿 ・ 旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す統計データ ・ 宣言地域の消費者との継続した取引を示す顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果 ・ 自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通業者であることを示す書類 ・ 所在地域から宣言地域内の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ

当事務所は登録確認機関となっております。詳しくは担当者にお尋ねください。

参考：中小企業庁「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金事務事業」

（担当：監査部2課）



・派遣元・派遣労働者との労使協定が更新 されているか確認しましょう

昨年の令和2年4月1日、労働者派遣法の大きな改正がありました。これにより派遣元は派遣労働者と、後述します「労使協定方式」による待遇決定方式を選択している場合、原則として1年ごとにこの協定内容の見直しと協定締結更新をすることが義務付けられました。

1. 改正の概要

本記事の理解に必要な、簡略化したポイントのみお伝えします。

(1) 概要

派遣先は、派遣労働者の待遇について、同一労働同一賃金の考え方にもとづき見直しを実施し、あらためて決定しなければならないことが規定されました。

(2) 待遇の決定方法

その待遇の見直し・決定には、定められた2つの方式のいずれかによるものでなければならないとされました。

2. 待遇の決定方式

2つの決定方式とは、「派遣先均等均衡方式」及び「労使協定方式」の2種とされています。

	概 要	必要な手順等
派遣先均等 均衡方式	派遣先の通常の労働者と比較し、同様の待遇とする方式	比較のために、派遣先労働者の詳細待遇内容の提供を受ける必要がある。

労使協定方式	労働者代表と一定の要件を満たす労使協定を締結し、当該協定に基づき待遇を決定する方式	・賃金等は厚労省が指定する賃金構造基本統計調査か職業安定業務統計に準拠する内容で算定する。 ・前記内容を示した協定書を作成し、協定を結ぶ。 ・厚労省が示す資料は毎年更新されるので、算定内容が準拠するよう見直し、1年ごとに協定を再締結しなければならない。
---------------	---	--

3. 協定内容の更新と締結

労使協定方式を採用した場合は、厚労省が通知する資料が年度ごとに更新されるので、その内容に合うよう、毎年協定内容を見直さなければなりません。具体的には、派遣職種ごとの賃金の最低額が毎年上がっていきますので、その額が支払っている額を下回っていないか見直し、再度派遣労働者と協約を締結し直さなければなりません。

更新されるべき協定内容の有効開始期間が毎年4月1日となるため、通常この日までに協定の更新再締結も行わなければなりません。

協定の締結が行われていない場合は適正な派遣とはなりませんので、派遣労働者の受け入れをしている事業所の方は、派遣元でこの作業が行われているか、チェックされることをおすすめします。

(しなのビジネスセンター)



. 改正会社法が施行されました ~ 中小企業向けまとめ ~

改正会社法が、令和3年3月1日より施行となりました。(一部、令和4年施行予定) 今回の改正では、主に株主総会の運営や取締役の職務執行等に関して適正化を図ることを目的とされ、大企業を対象とした内容が多く見られます。中小企業が影響する部分をピックアップし、ポイントをお伝えします。(以下条文は、すべて会社法)

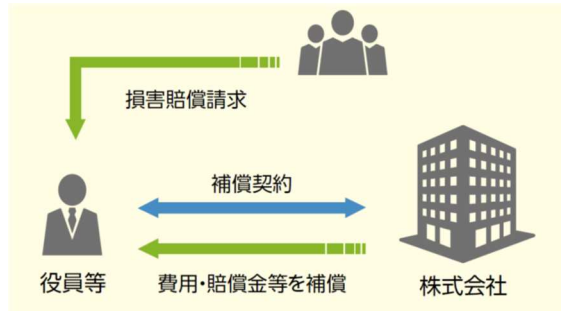
1. 役員に対する補償等

(1) 会社補償(第430条の2)

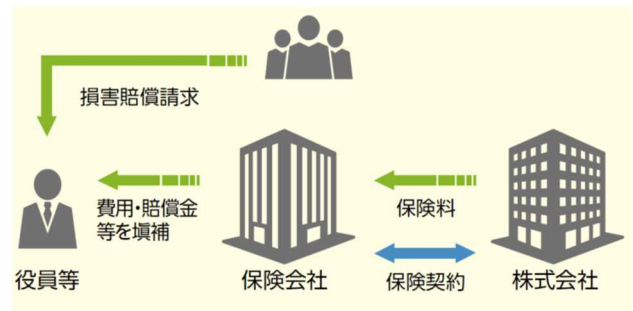
役員等の責任を追及する訴えが提起された場合に、会社が費用や賠償金を補償することについて、その費用の範囲等に関する規定を新たに設けました。

(2) 役員等のために締結される保険契約(第430条の3)

会社役員賠償責任保険(D&O保険)が適切に運用されるように、契約の締結に必要な手続等を明確にする、手続規定等を新たに設けました。



【 会社補償 】



【 会社役員賠償責任保険 】

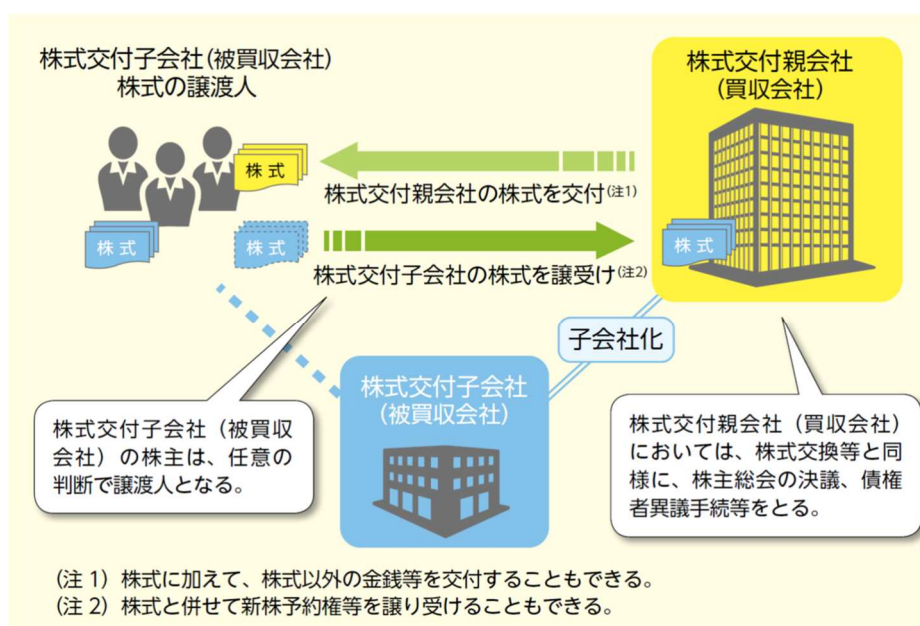
上記補償の契約や締結には取締役会(非設置の場合は株主総会)での決議が必要となります。また形式的には利益相反取引となりますが、この制度では利益相反に該当しないとされています。(第430条の2第6・7項)

2. 株式交付制度の創設 (第774条・第816条)

M & Aの際、A社がB社を子会社化するためには、A社がB社の株式を全部取得し、B社の株主に対してA社の株式を交付する方法がありました。これを「株式交換」といいます。

この株式交換はすべての株式を取得することが前提であり、一部の株式取得での場合は、A社は新株発行し、B社株主はB社株式を現物出資するという煩雑な方法しかありませんでした。

そこで 100%子会社化をしない場合でも、50%以上取得して子会社化する場合に、B社の株主に対してA社の株式を交付できる「株式交付」の制度を新たに設けました。これにより、自社株を対価とする子会社化が簡便にできるようになり、新たなM & Aの手法として注目されます。



3 . 成年被後見人等も、取締役等へ就任可能に（第 331 条の 2）

取締役等の欠格事由とされていた成年被後見人等であることが削除され、成年被後見人が成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任を承諾すれば就任できるようになりました。



4 . 株主提案権の濫用的行使の制限（第 305 条）

以前から一人の株主で膨大な数の議案を提案する事例が問題となっており、これに対し今回の改正では提案できる議案数の上限を 10 までとしました。

5 . 令和 4 年施行予定

(1) 株主への総会資料の電子提供（第 325 条の 2～7）

株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してアドレス等を書面で通知することで資料を提供することができるようになりました。これにより印刷、郵送のコスト・時間の削減ができ、さらに従来よりも早期に充実した内容の資料提供が可能となります。

(2) 会社の支店所在地における登記を廃止（第 930 条～第 932 条）

今までは本店所在地の登記所とは別に、支店所在地の登記所においても登記の必要がありましたが、インターネットでの登記情報提供サービスの普及等により、支店において会社登記情報を取得することが少なくなっていることから、廃止となります。

出典及び参考：法務省民事局「パンフレット 会社法が改正されます」

：法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」

：月刊総務 4 月号「押さえておきたい改正会社法のポイント」

（担当：総務部）



・私の履歴書（その 7）～ 事務所改革 ～ 所長 佐藤 英人

前回、入所当時の毎月の社員有志飲み会で「仕事がつまらない」「給料が安い」「将来性が見えない」と社員に迫られ、苦しまぎれに「わかった。長野県一の事務所にしよう！給与は 3 倍にしよう！」と酔った勢いで言っしまい、二日酔いの頭で大反省をしたことを書きました。しかし言ってしまったのですから、何とかしなければなりません。ここから私の“事務所改革”が始まりました。

1 . 先行事務所の研究



当事務所が所属する T K C 全国会の先輩たちは、創始者飯塚毅会長の思想で血族集団として、後輩に惜しみなく事務所見学会にてノウハウの公開をしていました。また毎年の T K C 関信会の秋季大学で、事務所経営で成功している会員先生が、その成功体験をセミナーで発表されていました。それらに参加させていただき、まずは「父一人の事務所から組織で動く事務所にどのように改革していくか？」の模索から始めました。通常同業者はライバルですから、ノウハウ公開

など考えられません。一緒に成長していこうというＴＫＣ全国会の理念の中、いろんな悩みを会員の税理士と宿泊しながらの会話で共有化ができました。ＴＫＣに加入していて本当によかったと思っています。

2．小規模個人企業の勧誘

私が一番先に興味を持ったのは、北海道の池脇昭二税理士でした。以前から飯塚会長は「小規模零細企業を、ＴＫＣ日記帳形式で大量に取り込め(注１)」との方針を出していました。その方針を最も忠実に実行され、大量の個人申告者を獲得し、その関与先を次々と法人化させ、月次巡回監査(注２)を大量に行い大きな事務所を建設し急成長されていました。

池脇先生の講演や本を読み、若い私はまず個人の獲得を目標にしました。このため商工会議所の申告相談に積極的に参加し、また積水ハウスやセキスイハイムの相談会に税務相談員として参加し、アパート経営等の相談ノウハウを経験しました。また個人の医院も関与を始めました。

若い私にとっては個人を法人化させ、１から一緒に経理等を作り上げていくという経験はとても良い経験でした。登記や給与計算、融資の申し込みなどいわゆる「創業」の経験が共有化できたわけです。

3．相続税と資産税特化

私が事務所に入ったときは、父は法人出身ですし、事務所で相続税を担当していた清水税理士が独立し、事務所で資産税担当は空席となっていました。そのため受託する相続税申告は、しばらく私一人がすべて行いました。当時はバブル前夜でオイルショックの余韻が残っていましたが、そろそろ不動産が上昇を始め、先ほどのアパート建築相談などから資産税対策が必要になってきました。また父と比較的大きな関与先に行くと、自社株対策を依頼されるようになり株価評価をして少しずつ贈与していく指導を始めていました。

バブルが始まった頃、ある食品の関与先の会長に呼ばれ、相続税対策を社長である長男と進めるよう依頼されました。その時にいろいろ勉強する必要性を感じ、「では東京に研修に行くので研修費を出していただけますか？」と頼み了解をいただきました。



当時資産対策がブームになり、東芝の関連会社と組んだ杉山会計士が事業承継コンサルタント協会を作って勧誘を始めており、その導入セミナーに参加しました。会社合併・増資・減資・現物出資などいわゆる資本取引といわれる手法を駆使した自社株低減策が中心で、ただし会員になるには東芝製のオフコンを１千万円で買って、杉山会計士が作った経営計画や事業承継計画のソフトを使って提案書を作らないといけないという条件付きでした。

当事務所単独では無理なので、私は東京の知り合いが作った２０人程の会社で参加させていただき、会費を払って月次の研修会に参加しました。今でこそ、そういったことに精通している専門家は何人か居ますが、当時は杉山会計士と、ごく数人の状況でした。毎月の例会での研修内容はその視点の斬新さにびっくりし、改めてそういった法律と税制を勉強し、いくつかは実践を始めました。

この動きに触発されＴＫＣでもＴＫＣ資産対策研究会(注３)が発足し、私も参加しました。この研究会に長野県では唯一現あがた税理士法人の小林会計士と所員の方も参加されており、何回か帰りの特急の中で缶ビールを飲みながら、資産対策業務を長野県で一緒に始めようと盛り

上がったことを覚えています。



4. 事業承継コンサルタント協会の末路

2つの研修会に参加しながらその違いは歴然でした。コンサルタント協会は、ノウハウと提携企業からの節税商品の紹介。一方、TKCはTKC税務研究所の国税資産税OBの方を講師として判例の研究が中心でした。またTKC資産対策研究会について飯塚会長より「行動基準書を作ることを条件とされた」と報告があり、行動指針が作成されました。

資産税はどうしても節税対策が伴う承継指導になるので、明確な行動指針により脱税指導にはならない規律と自己防衛が必要です。判例などを研修するにつけ、通達の穴をつく節税である事業承継コンサルタント協会の発案するスキームは、国税が放置するわけがなく「これでは関与先に指導できない」と思うようなスキームが多くなっていきました。

杉山会計士が指導した一例に、「ダイエー」で持株会社を類似比準価格が使用できる資本金1億円以上の大会社にし、無配と赤字にして類似比準価額を大幅に下げ、生前贈与する手法がありました。これが朝日新聞の1面で「中内さんは世界の大富豪の一人なのに相続税が数億円しか、かからないのはおかしい」と書かれました。これをきっかけに平成2年に株式節税規制通達が公表され規制が始まり、数年たちどころが過ぎました。



また「不動産会社と組んで時価が上昇した、例えば10億円のビルを父が買い、3億円程度の相続税評価額で3億円の借入金をつけて、負担付贈与をして差額7億円を無税で息子に移転する」「証券会社と組んで、今月大幅上昇した上場株を相続税評価が、過去3か月の株価を使用できることを利用して、同じく負担付贈与してすぐ息子が売却すると差額が無税で贈与できる」といった手法(注4)を研究会で聞くにつけ、そこには事業承継という理念が全く無く、ただ税金を安くすることだけが目的となっており、これではダメだと見切りをつけ辞めました。

その後杉山会計士が発案した手法はことごとく通達改正と裁判で負け、数年後、破綻したらしい？との噂を聞きました。自社株評価書の別表2は当時の杉山会計士と国税の戦いの遺産としてスキーム封じのため、今も規制がそのまま残っています。 ~ その8に続く ~

(注1) 当時他の事務所は、ただ伝票をもらってきて記帳代行をするのが通常であったのですが、TKCでは関与先への月次訪問をこのように表現し、経理の下請けではなく、会社の経理のチェック＝「監査」や様々な相談を現場で行い、社長との話をする手法を勧めていました。

(注2) 当時、民商などが個人事業者を組織し、集団で確定申告することが多く、国の租税行政の公平性の確保に協力するために、月3,000円程度の低料金でTKC会計人が受託し、しかもTKCは確か「100件まで計算料を無料にする」というまさしくTKCの理念である“自利利他”の制度でした。

(注3) 当時の会員には私と同年の天野隆・山本和義・今中清など資産税で成功した会員が一緒でした。後年、TKCの相続税システム委員会では山本先生や、今のTKC資産対策研究会の代表幹事の竹本守邦先生たちと一緒に活動させていただきました。

(注4) 不動産利用の節税には購入した不動産の評価は、相続税評価ではなく買った値段で3年間は評価するとされ、急上昇した株式については、負担付き贈与には3か月の安値は使用できない通達が公表されました。

事務所カレンダー

この予定は変更する場合もございます

4月	1日(木)	会議・研修日
	15日(木)	個人確定申告期限(期限延長)
	28日(水)	会議日
5月	8日(土)	営業日
	15日(土)	営業日
	22日(土)	営業日
	24日(月)	消費税振替日(個人振替納税者)
	31日(月)	所得税振替日(個人振替納税者)
6月	1日(火)	会議・研修日
	10日(木)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	1日(木)	会議・研修日
	12日(月)	・労働保険料納付期限(6月1日～7月12日)
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
	24日(土)	営業日
	31日(金)	営業日

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、
終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

口座引落日(振替日)及び預貯金残高の確認を！

個人事業者・個人の確定申告で振替納税(所得税・消費税)を行っている方は、本年度は**5月**に口座振替がありますので、振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

なお、振替納税による口座引き落としが出来なかった場合は、法定納期限の翌日から**延滞税**が発生しますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引き落としがないか等を必ずご確認ください。



**申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が
令和3年4月15日(木)まで延長されました**

本年度も緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、充分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避を図る観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で**令和3年4月15日(木)まで延長**されています。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長されています。

【申告・納付期限】

	延長前	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈与税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)

【振替納付日】

	延長前	延長後
申告所得税	令和3年4月21日(水)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

編集後記

過ごしやすい季節になりましたが、お花見も楽しむ事が難しい状況です。小諸の桜の名所の一つに懐古園がありますが、知る人ぞ知る名所に“新町の3大桜”として親しまれている「押出の桜並木」「花川親水公園の桜」「手城塚稻荷神社の桜」があります。
(「小諸新聞」より抜粋)

知名度が高い所よりも、身近でお花見を楽しませてはいかがでしょうか。意外な穴場を発見出来るかもしれません。早く、安心してマスクを着用しないで、外出やお花見が楽しめるようになることを願っております。



＼アマビエに願いをこめて／